

# 品川区支部規程集

平成 23 年 10 月 27 日現在

支部内規(案)

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

品 川 区 支 部

## 支部内規(案)

本支部の内規を次の通り定める。

### (地区)

第1条 本支部の地区割りを次の通り定め、各地区に地区長1名をおく。

地区長は当該地区の業務を掌理する。

大井地区 五反田地区 荏原地区

ただし、各地区の会員にして便宜上隣接の地区へ加入を希望する場合は担当地区長協議のうえ所属地区の変更ができるものとする。

### (役員を選出)

第2条 支部規程第6条の役員を選出は次の通り定める。

1. 支部幹事候補者は各地区正会員より基本定数8名、及び正会員50名に1名の割をもって地区総会において選出し、支部総会の承認を得る。
2. 支部長及び、副支部長は支部総会において支部正会員から選出する。
3. 前項の規程に係らず、副支部長が定数上限に満たない場合、または任期中定数に欠員が生じた場合、支部長が支部役員会の承認を得て、正幹事経験者のうちより副支部長を選任することが出来る。
4. 支部幹事長及び支部常任幹事は支部長が支部役員会の承認を得て選任する。
5. 地区長は支部幹事候補者のうちより、地区総会において地区長候補者として選出され、支部役員会において承認を得る。
6. 支部の正副委員長は支部長が支部幹事のうちより選任し支部役員会の承認を得る。
7. 支部監査役は、(大井地区)(五反田地区)(荏原地区)より1名あて計3名の候補者を選出し支部総会において承認を得る。

### (顧問 相談役 参与)

第3条 顧問は、国会議員、都議会議員、区議会議員及び経験者ならびに関連業界から支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。

2. 相談役及び参与の委嘱については支部会員の内より適任者若干名を支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。

### (幹事の辞任)

第4条 支部幹事は、所属地区を変更し、他地区に移籍した場合、幹事を辞任しなければならない。

### (補充役員の選任)

第5条 支部の補充役員の選任は、支部総会の委任により支部役員会において承認をし、次の支部総会に報告をする。

### (支部副幹事長)

第6条 支部長は支部運営上必要と認めるときは、支部役員会の承認を得て支部常任幹事の内より支部副幹事長2名以内を選任することができる。

2. 支部副幹事長は支部幹事長を補佐し支部幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

**(特別委員会)**

第7条 支部長は支部運営上必要と認めた時は、役員会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2. 正副委員長は幹事、委員は幹事及び会員の中から支部長が指名し、役員会の承認を得て委嘱する。

**(表彰)**

第8条 支部長は、本支部に功労があった者を表彰することができる。このうち、多年にわたり業界にあり功労が顕著であった者に対して、支部役員会の承認を得て特別功労会員の称号を贈ることができる。

**(入会手続)**

第9条 この支部に所属しようとする者は本部所定の入会申込書に定款第7条の規程による入会金及び会費をそえて、定款第8条に規程する手続を経なければならない。

**(旅費)**

第10条 支部会員が任務により出張するときは旅費を支給する。

**(弔慰金)**

第11条 支部は会員に対して、弔慰金をおくることができる。

**(警告)**

第12条 支部長は支部幹事が会議に無届で3回以上連続して欠席したときは警告をなすものとする。

**(規約の改廃)**

第13条 本内規の改廃及び本内規に定めなき事項は、支部役員会の議決によりこれを定める。